

水質基準

基準項目 (51項目)

	項目	基準値	説明
健康 関連 項目	1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	水の清浄度を示す指標で、水道水中で多量に検出された場合は病原生物に汚染されているおそれがあります。
	2 大腸菌	検出されないこと	人や動物の腸内や糞便、土壌に存在しています。水道水中で検出された場合は、病原生物に汚染されているおそれがあります。
	3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	鉱山排水や工場排水などから混入することがあります。
	4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	水銀鉱床等の地帯を流れる河川に由来するほか、工場排水、農業、下水などから混入することがあります。
	5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	鉱山排水や工場排水などから混入することがあります。
	6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	地質の影響、鉱山排水や工場排水などから混入することがあります。また、鉛管の使用により検出されることがあります。
	7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	地質の影響、鉱山排水や工場排水などから混入することがあります。
	8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	鉱山排水や工場排水などから混入することがあります。
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水などから混入したアンモニア態窒素が、参加して生成されます。
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	工場排水などから混入することがあります。
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水などから混入したアンモニア態窒素が、参加して生成されます。
	12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	地質の影響や工場排水などから混入することがあります。
	13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1mg/L以下	工場排水などから混入することがあります。
	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	フロンガス等の原料として使用され、地下水汚染の原因となっています。
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	溶剤や1,1,1-トリクロロエタン安定剤などに使用され、地下水汚染の原因となっています。
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	溶剤、染料抽出などに使用され、地下水汚染の原因となっています。
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	殺虫剤、塗料などに使用され、地下水汚染の原因となっています。
	18 テトラクロロメタン	0.01mg/L以下	溶剤、ドライクリーニングの工程などに使用され、地下水汚染の原因となっています。
	19 トリクロロメタン	0.01mg/L以下	脱油脂洗浄などに使用され、地下水汚染の原因となっています。
	20 ベンゼン	0.01mg/L以下	染料、合成ゴムなどに使用され、地下水汚染の原因となっています。
	21 塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素の原料に使われています。消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの酸化により生成されます。
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	浄水過程で、水道水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応し生成されます。
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下	浄水過程で、水道水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応し生成されます。
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	浄水過程で、水道水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応し生成されます。
	25 ジブromokロロエタン	0.1mg/L以下	浄水過程で、水道水中の有機物質と消毒剤(塩素)及び消毒剤の不純物(臭素)が反応し生成されます。
	26 臭素酸	0.01mg/L以下	オゾン処理時及び消毒剤の次亜塩素酸作成時に不純物の臭素が酸化され、生成されます。

	項目	基準値	説明
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	クロロホルム、プロモジクロロメタン、ジプロモクロロメタン、プロモホルムの合計を総トリハロメタンとしています。
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	浄水過程で、水道水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応し生成されます。
	29 プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	浄水過程で、水道水中の有機物質と消毒剤(塩素)及び消毒剤の不純物(臭素)が反応し生成されます。
	30 プロモホルム	0.09mg/L以下	浄水過程で、水道水中の有機物質と消毒剤の不純物(臭素)が反応し生成されます。
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	浄水過程で、水道水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応し生成されます。
生活上 支障 関連 項目	32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1mg/L以下	鉱山排水や工場排水などから混入することがあります。また、亜鉛メッキ鋼管の使用により検出されることがあります。白濁の原因になります。
	33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L以下	鉱山排水や工場排水などから混入することがあります。また、アルミニウム系凝集剤として浄水処理に用いられるため検出されることがあります。変色現象の原因になります。
	34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/L以下	自然水に多く含まれるほか、鉱山排水や工場排水などから混入することがあります。また、異臭味や洗濯物などの着色の原因になります。
	35 銅及びその化合物	銅ホウ素の量に関して、 1mg/L以下	鉱山排水、工場排水、農業などから混入することがあります。また、銅管、真鍮器具などの使用により検出されることがあります。異臭味や洗濯物などの着色の原因となります。
	36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L以下	自然水中に広く存在しますが、海水、工場排水などの混入による場合や、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素処理などの浄水処理に由来することもあります。味覚に影響が出ます。
	37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L以下	地質の影響、鉱山排水や工場排水などから混入することがあります。塩素との反応により黒い水の原因となります。
	38 塩化物イオン	200mg/L以下	地質の影響、下水、家庭排水、工場排水などから混入することがあります。高濃度に含まれると味覚に影響が出ます。
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	カルシウムイオンとマグネシウムイオンの量を合計したものです。地質の影響、海水、工場排水、下水などから混入することがあります。硬度が高いと石けんの泡立ち等への影響が出ます。
	40 蒸発残留物	500mg/L以下	水を蒸発させて得られる残留物のことで、主な成分はカルシウム、マグネシウム、ケイ酸などの塩類及び有機物です。量が多いと苦み、渋みを感じられ給湯器などに固形物が付着しやすくなります。
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	工場排水、家庭排水などから混入することがあります。泡立ちの原因となります。
	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	湖沼等で富栄養化現象に伴い発生する藍藻類のアナベナにより産出される異臭味(かび臭)の原因物質です。
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	湖沼等で富栄養化現象に伴い発生する藍藻類のフォルミディウムやオッシラトリアにより産出される異臭味(かび臭)の原因物質です。
	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	工場排水、家庭排水などから混入することがあります。泡立ちの原因となります。
	45 フェノール類	フェノールの量に関して、 0.005mg/L以下	工場排水などから混入することがあります。塩素と反応すると異臭味の原因となります。
	46 有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	有機物による汚れの度合を示し、土壌由来、生活排水、工場排水などから混入し、増加することがあります。異臭味の原因となります。
	47 pH値	5.8~8.6	汚染等による水質変化の指標になります。高くなると塩素消毒効果が低下し、低くなると設備の腐食、劣化に影響します。
	48 味	異常でないこと	水の味の異常は、地質の影響、工場排水・生活排水の混入及び藻類などの生物の繁殖に伴うもののほか、水道管の内面塗装剤などが原因で発生します。
	49 臭気	異常でないこと	水の臭気の異常は、地質の影響、藻類などの生物の繁殖に伴うもの及び工場排水・生活排水の混入のほか、水道管の内面塗装剤などが原因で発生します。
	50 色度	5度以下	水についている色の程度を示す指標で、基準値の範囲内であれば無色の水といえます。
51 濁度	2度以下	水の濁りの程度を示す指標で、基準値の範囲内であれば透明の水といえます。	